

# 質問回答書

令和 6年 4月 12日

件名

野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集要項に係る  
質問の回答について

野洲市健康福祉部こども家庭局こども課

TEL 077-587-6052(こども課直通)

E-Mail kodomo@city.yasu.lg.jp

番号	質問	回答
1	<p>・候補地が現在登記簿にて地目が公園となっており、この変更登記にかかる費用はどちらが負担するのか。</p>	<p>・登記地目を「宅地」に変更するのは、建物が建築された時となることから、地目変更に係る手続き及びその費用に関しては、事業者負担とします。</p>
2	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第1-7(3)および(5)に関して、具体的にどの程度の人数や日数を計画されているかご提示ください。また、人件費の補助についても同様にご提示ください。</p>	<p>・現時点では、予定施設長(園長)、予定主任保育士及び予定クラス担任保育士等を想定しているのみで、具体的な人数・日数、人件費の補助等については、決定事業者と野洲第三保育園との協議のうえで決定します。</p>
3	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第2-3(6)を継承するにあたって、整備施設内に和太鼓の保管スペースなどを計画する必要がありますか。必要な場合は現状の和太鼓の個数等をご提示ください。</p>	<p>・和太鼓の保管スペースは確保ください。なお、現状における保管スペースは1m×3m程度で、和太鼓(φ約600mm)7台程度を2段置きとしています。</p>
4	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第3-2(4)に関して、建物の配置計画、駐車場の出入口、園庭の位置に関して周辺住民や自治会との事前協議はありましたか。もしあれば協議録等をご提示ください。</p>	<p>・地元自治会からは、一般的な交通ルールの遵守等について求められていることから、駐車場の入り口や車動線など具体的な計画については、周辺自治会との協議をお願いします。</p>
5	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第3-3に関して、撤去が必要ではない構造物を撤去しない場合、構造物の所有権は事業者に移るものと考えて良いでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。ただし、市と協議等を要します。</p>

6	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第4-2(2)に関して、施設整備補助の採択が得られない場合は施設整備資金計画の収入部分の提案が成り立たなくなるため、野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集要項10(7)アに該当するものとして考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>・施設整備補助金の不採択の結果のみをもって、事業者決定の取り消しを行うことはありませんが、不採択により、適切な保育事業の実施が困難になる場合には、事業者募集要項10(7)イに該当する可能性があります。</p>
7	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第4-2(3)に関して、参考までに前年度の就学前教育・保育施設整備交付金制度の内示のスケジュールをご教示ください。</p>	<p>・令和5年度においては、国への協議は年間6回(2月、4月、6月、8月、10月、11月)あり、おおむねその2か月後に内示が出されるスケジュールでした。</p>
8	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る特記事項、第5-4「補助的な避難所」に関して、市が想定している補助的な避難所の活用方法、及び補助的な避難所の建物仕様について明確にしてください。</p>	<p>・現時点では、指定避難所に避難者を収容できない場合に、補助的に受け入れをお願いする等の活用を想定していますが、これは義務要件ではないため、建物仕様を指示するものではありません。</p>
9	<p>・野洲市立野洲第三保育園の民間移管に係る事業者募集要項、4に関して、敷地北東、南東部にある溝(地番:1800-19、1780-11)は野洲市所有の水路と考えるとよろしいでしょうか。また、通路の為の橋や敷地内雨水排水の放流先として占用許可が可能かどうか合わせてご教示ください。</p>	<p>・当該水路は、市の管理となっていますので、占用等については、野洲市土木管理課との協議をお願いします。</p>
10	<p>・敷地西側の道路(和田後線)は建築基準法42条2項の道路に該当しますが、既存WC建築時点に道路後退済と考えるとよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p>
11	<p>・代表者が同一の場合、申込と運営の事業所が異なってもよいでしょうか。</p>	<p>・事前申込を行った法人(事業所)の代表者が、運営を行おうとする法人(事業所)の意思決定に関与する権限を有する場合には認めますので、事前申込を行った法人の代表者との関係が分かる資料を添付し、二次審査でご説明ください。</p>
12	<p>・運営費の助成スケジュールが既に決定していれば、ご教示ください。(月に1回や上下半期等)</p>	<p>・運営委託費は、当月分を当月中にお支払いする予定です。</p>
13	<p>・現在の野洲第三保育園で使用している備品は、そのまま使用することも可能でしょうか。</p>	<p>・備品の引継ぎについては、市との協議のうえで、決定します。</p>